

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月1日
【会社名】	株式会社コロプラ
【英訳名】	COLOPL, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 馬場 功 淳
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-6721-7770
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 土屋 雅 彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03-6721-7770
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 土屋 雅 彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 8,610,648,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成26年3月20日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none">1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
--------------	---

【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
------------	----------------------------------

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	3,800,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成26年4月1日(火)開催の取締役会決議によります。

2 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成26年4月9日(水)から平成26年4月14日(月)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	3,800,000	8,610,648,000	4,305,324,000
計(総発行株式)	3,800,000	8,610,648,000	4,305,324,000

(注)1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年3月20日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100	自 平成26年4月15日(火) 至 平成26年4月16日(水) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年4月21日(月)

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年4月9日(水)から平成26年4月14日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は、前記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額及び手取金の用途をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://colopl.co.jp/ir/irnews/>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年4月8日(火)から平成26年4月14日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年4月9日(水)から平成26年4月14日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年4月9日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年4月10日(木) 至 平成26年4月11日(金)」

発行価格等決定日が平成26年4月10日(木)の場合、申込期間は「自 平成26年4月11日(金) 至 平成26年4月14日(月)」

発行価格等決定日が平成26年4月11日(金)の場合、申込期間は「自 平成26年4月14日(月) 至 平成26年4月15日(火)」

発行価格等決定日が平成26年4月14日(月)の場合は上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、平成26年4月22日(火)となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,344,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	418,000	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	38,000	
計	-	3,800,000	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,610,648,000	45,000,000	8,565,648,000

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年3月20日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額8,565,648千円については、平成27年9月末までに、当社既存事業拡大のための新規アプリの開発・運用に係る費用に4,899,000千円、その内訳として、人件費に3,000,000千円、人員増員のための採用費に311,500千円、イラスト制作等に係る外注費に1,587,500千円を充当する予定であります。さらに、残額を当社知名度の向上や更なるユーザー層拡大を目的としたメディア出稿等の広告宣伝費に充当する予定であります。

なお、上記資金使途に充当するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(平成26年4月1日)現在、株式会社東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、平成26年4月22日(火)に株式会社東京証券取引所における市場変更を予定しております。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である馬場功淳は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日を終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集及び株式分割に係る新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴを記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

1. 募集の公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集に応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うために当該募集に応じる場合には、当該募集の取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年4月2日(水)から、発行価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年4月9日(水)から平成26年4月14日(月)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額及び手取金の用途をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://colopl.co.jp/ir/irnews/>) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

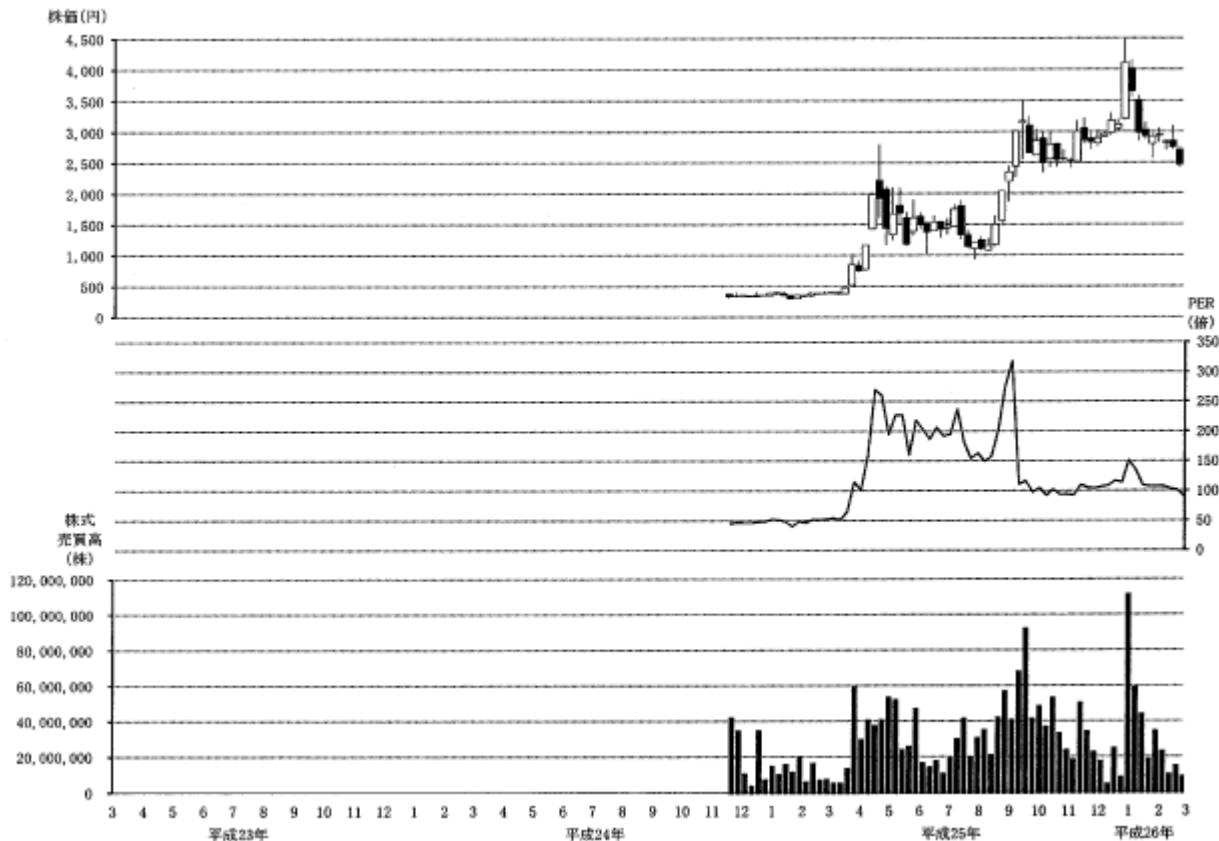
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成24年12月13日から平成26年3月20日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成24年12月13日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高について該当事項はありません。



- (注) 1 当社は、平成25年6月1日付で普通株式1株を5株にする株式分割を、また、平成25年10月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割をそれぞれ行っており、株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしています。
- 2 ・株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。なお、平成25年6月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を15で除した数値を、以降平成25年10月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を3で除した数値をそれぞれ株価としています。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。
- 3 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

週末の終値については、平成25年6月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を15で除した数値を、以降平成25年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を3で除した数値をそれぞれ週末の終値としています。

平成24年12月13日から平成25年9月30日については、平成24年9月期有価証券報告書の平成24年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を15で除した数値を使用。

平成25年10月1日から平成26年3月20日については、平成25年9月期有価証券報告書の平成25年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

- 4 株式売買高については、平成25年6月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に15を乗じた数値を、以降平成25年10月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に3を乗じた数値をそれぞれ株式売買高としています。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年10月1日から平成26年3月20日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年12月24日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第1四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月5日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年4月1日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月25日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年4月1日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。また、当該有価証券報告書等に記載された「経営上の重要な契約等」について、本有価証券届出書提出日(平成26年4月1日)現在、記載すべき事項を以下に記載してあります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年4月1日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年4月1日)現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

モバイル関連市場について

平成26年2月末時点で携帯電話契約数は1億3,789万件であり、そのほとんどが高速データ通信可能な状況と言われております(電気通信事業者協会発表)。平成25年のスマートフォン出荷台数は前年比3.7%減の2,928万台とやや鈍化しつつあるものの、国内携帯電話端末総出荷台数に占める割合は前年比5.0ポイント増の74.5%まで上昇しております。また、今後のスマートフォン出荷台数予測については、平成26年度2,660万台、平成27年度2,980万台、平成28年度2,920万台、平成29年度2,810万台と推移するものと予測されております(株式会社MM総研予測)。

しかしながら、想定以上に市場の成長ペースが著しく鈍化した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、市場の拡大が進んだ場合であっても、当社が同様のペースで順調に成長しない可能性があります。さらに、市場が成熟していないため、今後、大手企業による新規参入により市場シェアの構成が急激に変化することで、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

他社との競合について

当社は、位置情報登録を利用したゲームアプリ「コロニーな生活」をはじめとして、様々な位置情報を利用した特色あるサービスの提供やカスタマーサポートの充実等に取り組み、競争力の向上を図っております。

しかしながら、当社と同様にインターネットや携帯電話で位置情報を利用したアプリ等のサービスを提供している企業や新規参入企業との競争激化により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

当社のサービスはインターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。また、ハード面においては、スマートフォンの普及が順調に進んでおり、新技術に対応した新しいサービスが相次いで展開されております。

このため、当社は、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備、また特にスマートフォンに関する技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。

しかしながら、係る知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新に対する当社の対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社の技術力低下、それに伴うサービスの質の低下、そして競争力の低下を招き、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 各サービスに関するリスク

ゲームアプリの企画・開発及び運営について

当社は様々なゲームアプリの企画・開発・運営及びプラットフォームの運営を行っております。当社ゲームアプリのダウンロード数、当社プラットフォームの会員数、入会者数は着実に増加しており、ユーザーから一定の評価を得ていると認識しております。

しかしながら、当サービスにおいてはユーザーの嗜好の移り変わりが激しく、ユーザーニーズの的確な把握や、ニーズに対応するコンテンツの導入が、何らかの要因により困難となった場合には、ユーザーへの訴求力の低下等から当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

リアル連携サービスについて

当社は、位置情報ゲームオープンプラットフォーム「コロブラ」と連動し、ゲーム達成のためにユーザーが「実際に移動する」という特徴をもつリアルサービスを開発、提供しております。

しかしながら、当社のリアル連携サービスにおいて、景気動向や地震等の予期せぬ災害、天候、その他国内外の情勢や消費者の嗜好等市場環境の変化、同業他社との競争激化等により、当該サービスの業績に影響を及ぼす可能性があります。

著作権が関与するサービスについて

当社は第三者が権利を保有するキャラクター等の使用料を支払いゲームアプリに導入する場合があります。このようなキャラクター等を利用したアプリの売上が当社の想定を大きく下回った場合や他社に比べ有力なキャラクター等の導入ができなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外向けサービスについて

当社はスマートフォンの特徴を生かし、当社ゲームアプリを海外で積極的に展開することを企図しております。

しかし、海外においてはユーザーの嗜好や法令等が、本邦と大きく異なることがあり、当社想定どおりに事業展開できない可能性があります。

スマートフォン専用アプリサービスについて

当社は、スマートフォンの急速な普及とそれに伴う市場の構造変化を大きな成長機会と認識し、平成23年9月にスマートフォン向けカジュアルゲームブランド「Kuma the Bear」を立ち上げ、スマートフォン専用アプリサービスを開始いたしました。さらに、平成24年1月にスマートフォンネイティブアプリで位置情報ゲームである「秘宝探偵キャリア」をリリースして以来、「プロ野球PRIDE」、「クイズRPG 魔法使いと黒猫のウィズ」、「軍勢RPG 蒼の三国志」等平成26年2月末現在において計9タイトルのオンラインアプリを提供しております。これらのアプリが利用者の支持を集め、スマートフォン専用アプリサービスは、当社の主力サービスの一つに短期間の内に成長しました。当社としては、今後も、スマートフォン市場は拡大すると見込み、スマートフォン専用アプリサービスに、経営資源を投入していく方針であります。

しかし、当社の企図するとおりに、同サービスが成長を続ける保証はなく、同サービスの成長が当社の見込みを大きく下回った場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

Apple Inc. 及び Google Inc.の動向について

現状において、当社の売上に関しスマートフォン専用ゲームアプリサービスの比率が高まっていることから、Apple Inc.及びGoogle Inc.の2プラットフォームへの収益依存が大きくなってきております。これらプラットフォームの事業戦略の転換並びに動向によっては、手数料率等の変動等何らかの要因により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) サービスの安全性及び健全性に関するリスク

当社の位置情報ゲームオープンプラットフォーム「コロプラ」、また当社が提供するアプリは、不特定多数の個人会員が、各会員間において独自にコミュニケーションを取ることを前提としております。当社は、健全なコミュニティを育成するため、ユーザーに対し、利用規約において社会的問題へと発展する可能性のある不適切な利用の禁止を明示しております。また、当社は、ユーザー等のモニタリングを常時行っており、規約に違反したユーザーに対しては、改善の要請や退会等の措置を講じるよう努めております。さらに、適切なサービス利用を促進させるためにコンテンツを利用する上でのマナーや注意事項等をより一層明確に表示し、モニタリング・システム等の強化やサイト・パトロール等のための人員体制の増強など、システム面、人員面双方において監視体制を大幅に強化し、健全性維持の取り組みを継続しております。

しかしながら、急速に会員数が拡大しているコンテンツにおいて、会員によるコンテンツ内の行為を完全に把握することは困難であり、会員の不適切な行為に起因するトラブルが生じた場合には、利用規約の内容にかかわらず、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、法的責任を問われない場合においても、レピュテーション・リスクを伴って当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、事業規模の拡大に伴い、コンテンツの健全性の維持、向上のために必要な対策を講じていく方針ではありますが、これに伴うシステム対応や体制強化の遅延等が生じた場合や、対応のために想定以上に費用が増加した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制に関するリスク

インターネットに関連する法的規制について

当社が運営するサービスのユーザーの個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。加えて、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」では、他人のID、パスワードの無断使用の禁止等が定められております。さらに、「特定商取引に関する法律」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」により、一定の広告・宣伝メールの送信にあたっては、法定事項の表示義務等を負う場合があります。そのほか、当社は「電気通信事業法」における電気通信事業者として同法の適用を受けております。

また、当社の位置情報ゲームオープンプラットフォーム「コロプラ」、また当社が提供するアプリは、そのサービスの一つとしてSNS(注)機能を提供しておりますが、ユーザー間の健全なコミュニケーションを前提としたサービスであり、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に定義される「インターネット異性紹介事業」には該当しないものと認識しております。さらには、平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、携帯電話事業者等によるフィルタリング・サービス提供義務等が定められており、当社は前項に記載のとおりサイトの健全性維持の取り組み強化を継続して実施しております。

当社は上記各種法的規制等について積極的な対応をしておりますが、不測の事態により、万が一当該規制等に抵触しているとして何らかの行政処分等を受けた場合、また、今後これらの法令等が強化され、もしくは新たな法令等が定められ当社の事業が制約を受ける場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注)SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)とは、メールや掲示板などを利用し、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制のサービスです。

アプリに関連する法的規制等について

当社が属するモバイルインターネット業界に関しては、過度な射幸心の誘発等について一部のメディアから問題が提起されております。近年では、「コンプリートガチャ」(注)と呼ばれる課金方法が不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に違反するとの見解が平成24年7月に消費者庁より示されております。これに関して当社は既に対応策を導入しており、当社のサービスには大きな影響を与えていないと認識しております。

当社は法令を遵守したサービスを提供することは当然であります。今後も変化する可能性がある社会的要請については、サービスを提供する企業として、自主的に対処・対応し、業界の健全性・発展性を損なうことのないよう努めていくべきであると考えております。

しかしながら、今後、社会情勢の変化によって、既存の法令等の解釈の変更や新たな法令等の制定等、法的規制が行われた場合には、当社の事業が著しく制約を受け、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす場合があります。

(注)コンプリートガチャとは、ランダムに入手するアイテムやカードを一定枚数揃えることで稀少なアイテムやカードを入手できるシステムを言います。

(5)リアル・マネー・トレード(RMT)に関するリスク

現在、一部のユーザーがゲーム内のアイテム等を、オークションサイト等で売買するというリアル・マネー・トレード(RMT)(注)という行為が社会問題化しております。当社のサービスでも、ゲームをより楽しいものにするためにゲーム内のアイテムをユーザー同士で交換できる機能を設けておりますが、ごく一部のユーザーがオークションサイトに出品しております。当社では、利用規約でRMTの禁止を明確に表記しており、またオークションサイトの適時監視も行き、さらに当社の「安全性・健全性に関するガイドライン」で、違反者に対しては強制退会をさせる等厳正な対策を講じる方針であることを明確にしております。

しかしながら、当社に関連するRMTが大規模に発生、また拡大した場合には、当社のサービスの信頼性が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注)リアル・マネー・トレード(RMT)とは、オンライン上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を、現実の通貨で売買する行為をいいます。

(6)システムに関するリスク

当社の事業は、携帯電話やPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故(社内外の人的要因によるものを含む)等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社の運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社のコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータ・ウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業体制に関するリスク

代表者への依存について

当社の代表取締役社長である馬場功淳は、当社の創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。同氏は、モバイルコンテンツをはじめとするインターネット及び携帯電話におけるサービスの開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しており、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社では、今後最高技術責任者を馬場の他に任命すると共に、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

人的資源について

当社は、自社プラットフォームの運営、また自社コンテンツの開発、提供を行い、急速に事業領域を拡大してまいりましたが、今後のさらなる業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、技術開発、広告マーケティング、管理部門等、当社内の各部門において、一層の人員の増強が必要となると考えられます。

しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社内における人材育成や外部からの人材登用等が計画どおりに進まない場合や、当社の予想を大幅に上回るような社員の流出、有能な人材の流出が生じた場合に、競争力の低下や一層の業容拡大の制約要因となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社は、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらには健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。

当社は、内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理体制について

当社は、ユーザーのメールアドレスその他重要な情報を取り扱っているため、情報セキュリティ方針を策定し、役職員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施、またISO27001の認証を取得するなど、情報管理体制の強化に取り組んでおります。

しかしながら、何らかの理由で重要な情報が外部に漏洩した場合には、当事者への賠償と当社に対する社会的信頼の失墜、さらなる情報管理体制構築のための支出等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権に関するリスク

当社は、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権を侵害しないよう、十分な注意を払っております。

しかしながら、今後当社が属する事業分野において第三者の権利が成立した場合は、第三者より損害賠償及び使用差止め等の訴えを起こされる可能性及び権利に関する使用料等の対価の支払が発生する可能性があり、また当社の知的財産が侵害された場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) M&A等に関するリスク

当社は、将来の成長可能性の拡大に寄与すると判断する場合には、M&A等を実施し、企業規模の拡大に取り組む方針であります。

M&A等の実施に当たっては、対象企業の財務内容や契約関係等についての詳細な事前審査を行い、十分にリスクの検討をしておりますが、対象企業における偶発債務の発生や未認識債務の判明等事前の調査によっても把握できなかった問題が生じた場合や、事業展開が計画通りに進まない場合、投下資本の回収が困難になる等、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、M&A等により、当社が従来行っていない新規事業が加わる際には、当該事業固有のリスク要因が加わる可能性があります。

(10) その他

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。平成25年12月末時点でこれらの新株予約権による潜在株式数は8,290,500株であり、発行済株式総数118,630,500株の7.0%に相当しております。

自然災害、事故等について

当社では、自然災害、事故等に備え、定期的なバックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

社歴が浅いこと

当社は平成20年10月に設立された社歴の浅い会社であり、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

[経営上の重要な契約等]

(1) スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

相手方の名称	国名	契約の名称	契約内容	契約期間
Apple Inc.	米国	iOS Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	1年間 (1年毎の自動更新)
Google Inc.	米国	Androidマーケットデベロッパー販売/配布契約書	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	定めなし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社コロプラ 本店
 (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。